

国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則

平成31年 3月27日

海洋大規第 61号

改正 令和 4年 3月 1日 海洋大規第 6号

改正 令和 5年 3月31日 海洋大規第 59号

改正 令和 6年 3月 1日 海洋大規第 65号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日決定、平成25年1月25日改訂）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における公正な研究の推進、研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）を防止するための体制等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各項各号に定める。

- 2 「公的研究費」とは、運営費交付金、寄附金、補助金、委託費等を財源として本学の研究活動において扱うすべての経費をいう。
- 3 「職員等」とは、本学の役員及び職員（非常勤であるものを含む。）をいう。
- 4 「構成員」とは、職員等及び公的研究費の運営・管理に関わる全ての者をいう。
- 5 「研究者等」とは、研究活動を行う職員等、学部学生、大学院学生、共同研究員、その他関連するすべての者をいう。
- 6 「各部局等」とは、学術研究院、各学部（附属施設を含む。）、研究科、附属図書館、ミュージアム機構、総合情報基盤センター、海の研究戦略マネジメント機構、学内共同利用施設、特定事業組織及び事務局をいう。
- 7 「研究不正」とは、研究活動上の不正行為及び不正使用をいう。
- 8 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、機関が競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- 9 「研究倫理教育」とは、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育をいう。
- 10 「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

第2章 公正な研究の推進及び不正防止の体制等

第1節 公的研究費の管理・運営体制

（最高管理責任者の責務）

- 第3条 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関して本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。
- 2 最高管理責任者は学長をもって充てるものとし、その職名を公開する。
 - 3 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って、公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
 - 5 不正使用防止対策の基本方針や具体的な不正使用防止対策の策定に当たっては、役員会において審議を主導するとともに、その実施状況及び効果等について役員等と議論を深めるものとする。
 - 6 最高管理責任者は、自ら部局等に不正防止に向けた取組を促すなど啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図るものとする。

（統括管理責任者の責務）

- 第4条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理に関して、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- 2 統括管理責任者は、第12条第3項に規定する公正研究推進室長をもって充てるものとし、その職名を公開する。
 - 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な不正使用防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者の責務）

- 第5条 コンプライアンス推進責任者は、各部局等における公的研究費の運営・管理に関して、実質的な責任と権限を持つものとする。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、各部局等の長をもって充てるものとし、その職名を公開する。
 - 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下について実施する。
 - 一 自己の管理監督又は指導する各部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - 二 不正使用の防止を図るため、自己の管理監督又は指導する各部局等の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - 三 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。
 - 四 自己の管理監督又は指導する各部局等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善策を指導する。

4 コンプライアンス推進副責任者は、学術研究院各部門長をもって充てるものとし、学術研究院長の指示の下、部門内の管理監督を行う。

（監事の役割）

第6条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、並びに不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

（管理責任）

第7条 学長及び第12条第3項に規定する公正研究推進室長における、管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正使用を招いた場合は処分の対象となる。

第2節 公正な研究の推進及び研究上の不正行為防止体制

（最高責任者の責務）

第8条 最高責任者は、本学における研究倫理の向上及び、研究活動上の不正行為の防止等に関して最終責任を負うものとする。

2 最高責任者は学長をもって充てるものとし、その職名を公開する。

3 最高責任者は、公正な研究活動を推進するために、適切な措置を講じなければならない。

（統括責任者の責務）

第9条 統括責任者は、本学における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する実質的な責任と権限を持つものとする。

2 統括責任者は、第12条第3項に規定する公正研究推進室長をもって充てるものとし、その職名を公開する。

3 公正研究推進室長は、公正な研究活動を推進するために、適切な措置を講じなければならない。

（研究倫理教育責任者の責務）

第10条 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進し、研究活動上の不正行為を事前に防止するものとする。

2 研究倫理教育責任者は、各部局等の長をもって充てるものとし、その職名を公開する。

3 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理するものとする。

（管理責任）

第11条 最高責任者及び統括責任者における、責任が十分果たされず、結果的に研究活動上の不正行為を招いた場合は処分の対象となる。

第3節 公正研究推進室

(公正研究推進室の設置及び業務)

第12条 本学に、公正な研究の推進及び研究不正の防止に関する業務を実施する組織として、学長の下に東京海洋大学公正研究推進室（以下「公正研究推進室」という。）を設置する。

2 公正研究推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 学長が指名する理事
- 二 総務を担当する理事又は副学長
- 三 学長が指名する職員等
- 四 必要に応じて学長が指名する学外者

3 公正研究推進室に室長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

4 公正研究推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 公正な研究の推進に関すること。
- 二 不正防止計画の策定に関すること。
- 三 行動規範の策定等に関すること。
- 四 コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関すること。
- 五 その他公正な研究の推進及び不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

5 公正研究推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

(コンプライアンス教育・研究倫理教育・啓発活動の実施)

第13条 不正防止計画に基づき、コンプライアンス推進責任者は各部局等の構成員に対し、研究倫理教育推進者は各部局等の研究者等に対し、研究不正の防止に係るコンプライアンス教育及び研究倫理教育（以下「教育」という。）を実施しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育推進者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、教育の内容を、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものに設定し、定期的に見直しを行うものとする。

3 コンプライアンス推進責任者等は、教育の実施に際し、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に対象者に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

4 コンプライアンス推進責任者等は、教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

5 コンプライアンス推進責任者等は、統括管理責任者及び統括責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第14条 公正研究推進室は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

- 2 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- 3 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、不正防止計画の策定に当たっては、第1項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- 4 部局等は、不正根絶のために、公正研究推進室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第3章 補則

(庶務)

第15条 この規則に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、財務部研究推進課が行うものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、研究不正の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京海洋大学における研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等に関する規則（平成19年海洋大規大389号）及び国立大学法人東京海洋大学における研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用に関する対応指針（平成19年教育研究評議会承認）は、廃止する。

附 則（令和4年海洋大規第6号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和5年海洋大規第59号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年海洋大規第65号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。